

『和論語』生成論

——吾、『本朝俗談正誤』を見つ——

八 木 意 知 男

要 旨

近世期の思想書あるいは教訓書を見ると『和論語』や『大和論語』と出典付されている事が多い。坂内直頼『本朝諸社一覽』や太子堂照山房『後生土産』、『女子大國文』第三百三十二号所載拙稿、「紹介・太子堂照山房『後生土産』中の諸神託宣」等がその例である。

ところが、この『和論語』は伊勢貞丈の偽書説によつて不当な扱いを受ける事もある。『本朝俗談正誤』との関係等はその一例である。

本稿では、この『本朝俗談正誤』と『和論語』との関係を見、併せて『本朝俗談正誤』そのものを紹介する。

キーワード

『和論語』 『本朝俗談正誤』

加藤玄智

勝部真長

近世期の神道界・仏教界・心学の世界に最も大きな影響を与えた書物の一つに『和論語』『大和論語』とも『倭論語』ともがある。神・仏の託宣および著名人の金言を集成した『和論語』には、抄出本と考えられる『和論語抄』も存在している。『国書総目録』および『国書総合目録』の所蔵者登載は次の通りである。もってその流布が知られ得る。

○和論語 一〇巻一〇冊 ①倭論語 ②教訓 ③清原良業 ④静嘉(筆熊手五・六)・京大(「秋津真言葉」、元禄二清原宣条写四巻一冊)・葵・岡山県(一冊)・日比谷加賀(野田源兵衛写一〇巻五冊)・日比谷諸家(抄、五巻五冊)・無窮神習(「和論語卷七抄」、玉籠一四〇) ⑤寛文九版―国会・内閣・宮書・東博・大谷・学習院・鹿児島大玉里・九大・京大・教大・慶大・国学院・滋賀大・東大・東北大狩野・東洋大・日大・名大岡谷・大阪府(巻一欠、九冊)・岡山県・京都府(巻一八冊)・日比谷青淵・金沢市稼堂・鶴舞・豊橋・蓬左・大橋・松宇・神宮・尊経・茶図成實(三冊)・天理吉田・成田・無窮神習・薬師寺・陽明・旧下郷、刊年不明―東大・大阪府・飯田(欠本、九冊)・刈谷・鈴鹿・牧野・丸山(九冊)・祐徳・旧彰考・水谷川家 ⑥和論語(明治三三) * 偽書

○和論語抄 一冊 ⑦教訓 ⑧勝田充編 ⑨嘉永三刊 ⑩内閣・香川大神原・教大・慶大斯

和論語 一〇巻一〇冊 ①倭論語 ②教訓 ③清原良業 ④寛文九版―玉川大(「倭論語」一〇巻一〇冊)・東京学芸大望月(「倭論語」一〇冊)・新潟大佐野(一〇巻一〇冊)・伝習館高対山(一〇巻一〇冊)・尾道(一〇巻一〇冊)・加賀聖藩(一〇巻一〇冊)・鹿沼大(「倭論語」一〇巻五冊)・弘前(「倭論語」一〇巻一〇冊)・秋月郷土館(「倭論語」一〇巻一〇冊)、その他―群馬大新田(「倭論語」、巻一存一冊)(「倭論語」、巻三存一冊)(「倭論語」、巻五存一冊) * 偽書

和論語抄 一冊 ⑦教訓 ⑧勝田充編 ⑨嘉永三刊 ⑩嘉永三版―東京学芸大望月(一冊)

道・東北大狩野・広島大・成田 ⑤国民思想叢書
心要篇・日本精神文献叢書一七

×和論語抄 ⑥竜谷(日本書紀神代卷徵經の
付)・尊經(一冊)

和論語鈔略抜書 わろんごしよりやくりゃくはつがき 一巻 ⑦陶山鈍

翁 * 近世漢学者著述目録大成による

〈図版1〉

上段が『国書総目録』、下段が『国書総合目録』である。

ところで、『和論語抄』の問題はさておき、『和論語』は偽書であるという。夙に偽書説を唱えたのは、伊勢貞丈『安斎隨筆』(『増訂故実叢書』巻九所収)そしてこれを承けた高田與清『松屋棟梁集』(『日本隨筆大成』第一期第三卷所収本)等である。明治以降となつては、加藤玄智は「倭論語の本文批評的研究」(『明治聖徳記念学会紀要』第四卷、大正四年)および「倭論語の本文批評的研究(承前)」(『明治聖徳記念学会紀要』第五卷、大正五年)に貞丈説を考証し、日本倫理思想史の勝部真長氏は『「和論語」の研究』(至文堂、昭和四十五年)に纏めている。

勝部氏の著書『「和論語」の研究』は、例えば三宅守常氏「石門心学における『和論語』の受容—心学的徳育教化方法をめぐって—」の注に

後篇はその解題で、内容は思想史的視座による『和論語』およびその周辺についての論文と言うべきものである。おそらく、これが『和論語』に関する最も詳細な論文であろう。

と評されている。しかしその「後篇 解説」の一部分には疑念が残る。本稿ではこの「解説」の問題から見ることにし、延いてはその関わる『本朝俗談正誤』に及ぶものとする。

一勝部説と加藤説

まず、問題箇所であるが、事の都合により、上段に勝部説を掲げ、下段に加藤説を掲げる。

勝部説(三〇一〜三〇四頁)

卷第一の神明部の最初は天照皇太神宮の宝勅として、次の文章がでてくる。

吾もろく／＼のあをひとくさ、いつはりばかりて、たとへばよしとおもふとも、かならずあめのみことのりのいかりをうけて、根の国におもむかん。たゞしき心もちて、まさにあしくとも、かならず天の神めぐみあらん。(本書、六頁。以下『和論語』の引用はすべて本書の頁により示す。)

これは三社託宣の中の天照皇太神宮の託宣の、もと漢文で書かれているのを敷衍して和文にひき伸ばしたもので、しかも間の^まのした文章になってしまっている。

三社託宣は『運歩色葉集』(天文十七年に作られた当時の節用集)にのせられている、

八幡大菩薩	雖食鉄丸不受心汚人之物
天照皇太神宮	雖座銅焰不到心穢人之処
春日大明神	謀計雖為眼前利潤必当神明罰
	正直雖非一旦依怙終蒙日月憐
	雖曳千日注連不到邪見之家
	雖為重服深厚可趣慈悲之室

加藤説

倭論語が劈頭第一に、天照大御神の宝勅として挙げたるものを讀むに、

吾もろく／＼のあをひとくさ、いつはりばかりて、たとへばよしと思ふとも、かならずあめのみことのりのいかりをうけて、根の国におもむかん。たゞしき心もちてまさにあしくとも、かならず天の神のめぐみあらん。

といふ一文あり、こは彼の運歩色葉集に見えたる三社託宣中の一なる天照大御神の託宣の、原漢文なりしを布演的に和訳して、頗るその拙劣を露はせるものなり。運歩色葉集に曰く、

謀計雖為眼前利潤 必當神明罰
正直雖非一旦依怙 終蒙日月憐

と若しこの両者を比較せば、如何に後者の、文としてはひきしまりのあること、前者に勝るものあるかを想見するに難からざるべし。無住法師の砂石集亦聖徳太子に托して左の如く之れを挙げたり。

謀計雖眼前利潤 終當佛神之罰
正直雖非一旦之依怙 終蒙日月之哀 (六の下、二四)

是れ又倭論語の冗漫なる和文に比するにその勝る万々なりと謂ふ可し。

倭論語は尚語を続けて曰く、

このような体裁のものであるが、この天照皇太神宮の「謀計ハ眼前ノ利潤タリトイヘドモ必ず神明ノ罰ニ当ル。正直ハ一旦ノ依怙ニ非ズトイヘドモ終ニ日月ノ憐ミヲ蒙ル」という句は、実にすでに早く『沙石集』（弘安六年、無住法師作）に聖徳太子の御言葉として出てくる。ただ表現がやや異なる。すなわち「謀計ハ眼前ノ利潤タリトイヘドモ終ニハ仏神ノ罰ニ当ル。正直ハ一旦ノ依怙ニ非ズトイヘドモ必ず日月ノ哀ヲ蒙ル」（岩波文庫本『沙石集』上巻、二九〇頁）。

さらに『和論語』の天照皇太神宮宝勅には、

もろくのいくひとら、あめにさかふ時は道なく、つちにさかへばそのさいわひなし。そのもとはなれ、根の国にいりおちんぞ。かさねて心をあめつちにひとしくして、おもひを風雲にのせて、道にしたがふの本とし、神をまもるのかなめとせよ。よろづのくだく、敷事をはらひすて、ひとつ心のさだまれるのりをたづねて、あめのかみの見（つ）ことになひて、神の心になへ。

これは神道五部書のうちの『御鎮座本紀』からの転用である。すなわち、

夫逆天則無道、逆地則無徳、而外走本居、没落根国、故齋清天地、乘想風雲者、為従道之本、為守神之要、将除万言之雑話、而举一心之定準、即配天命而神氣、理実灼然。（国史大系、七四六〇頁）

もろくのいくひとら、あめにさかふ時は道なく、つちにさかへばそのさいわひなし、そのもとはなれ根の国にいりおちんぞ、かさねて心をあめつちにひとしくして、おもひを風雲にのせて、道にしたがふの本とし、神をまもるのかなめとせよ、よろづのくだく、敷事をはらひすて、ひとつ心のさだまれるのりをたづねて、天のかみのみことになひて、神の心になへ。

こは明かに左に引用せる神道五部書の漢文を拙劣に和訳したるものと謂ふ可し。

夫逆天則無道、逆地則無徳、而外走本居、没落根国故齋情天地、乘想風雲者、為従道之本、為守神之要将除万言之雑話、而举一心之定準、即配天命而神氣、理実灼然
（御鎮座本紀、国史大系、七四六〇）

五部書の漢文亦必ずしも名文と謂ふに非ざるも、それを和訳せる倭論語は一層拙訳なることは、以上漢和両文を対照比較する者の、何人も首肯する所なる可し。

倭論語の作者は、自己の知れる書物中より抜き来れる各種の語句に、更に蛇足を加へて、文章拙劣、意味晦渋ならしめたるもの少からず。例せば三上大明神の託宣の如きは、その適例にして、こは明かに俗談正誤中に出づるものに、拙劣なる自己の蛇足を加へしものたるを知るに足る。俗談正誤に曰く、

三上大明神々託

常に天下のもろ人に、正しく直き心をしらしめんと思ふ者は、神明これをよろこびて、さいはいは子孫にあまるべし。

倭論語の三上大明神々託に曰く、

また先の三社託宣のうち八幡大菩薩のそれは『和論語』では、菅田正八幡神託として次のように書き直されている。

(中略)

三上大明神の神託は、

つねにあめが下のもろ人に、正しく直き心をしらしめんとおもふものは、神明是をよろこびて、その名をあめがしたにあらはします。さいわゐは子孫にあまり。たとへばまがれるものゝ一旦人のよかる事ありとも、神明かれをうばひてつぎなかるべし。(一五頁)

となっているが、これも『俗談正誤』に出てくる同じ三上大明神のつぎの神託、

常に天下のもろ人に、正しく清き心をしらしめんと思ふ者は、神明これをよろこびて、さいはいは子孫にあまるべし。

を引き伸ばしたものである。ここでも「たとへば……つぎ(跡つぎ)なかるべし」は余計な文句である。しかしこのダメ押しのような余計な文句の付け加えが、かえって江戸時代の読者には喜ばれたのかもしれない。

つねにあめが下のもろひとに、正しく直き心をしらしめんとおもふものは、神明はおよろこびて、その名をあめがしたにあらはします。さいわゐは子孫にあまり。たとへばまがれるものゝ一旦人のよかる事ありとも、神明これをうばひてつぎなかるべし(一、二三)

倭論語の文章には仮名遣の誤謬さへ発見するに難からず、是れ明かに倭論語中に出でたる三上大明神の託宣は、俗談正誤中に出でたるものゝ改悪と評せらるゝも、毫も弁護の余地無きに苦まんとす、

以上を見れば明らかかな事であるが、勝部説はほぼ加藤説をそのまま承けて成っているのである。もちろん、加藤説に付加された部分もあり、一〇〇%というわけではない。

二『俗談正誤』から『和論語』へ、の謎

加藤玄智は、『俗談正誤』に載る託宣を、語句の一部分を替えてあるいは付加して、『和論語』に組み込んだという。勝部真長説もこれである。

一体、ここにいう『俗談正誤』とは如何なる書物か。実は『俗談正誤』なる書物とは簡単には行き合わない。どうも『本朝俗談正誤』と同一かと思量される。『国書総目録』等では次の如し。

〈図版2〉

A 『国書総目録』

○本朝俗談正誤

くばんちゆうそ

三卷三冊

●随筆

④元禄四刊

⑤日比谷加賀(天保七写一冊)

⑥

本朝俗談正誤

くばんちゆうそ

三卷三冊

●随筆

④元禄四刊

⑥元禄四版

大洲矢野(三卷三冊)

国会・東博・京大・東大・竜谷・刈谷

冊)

本朝俗談正誤序

天神七代。地祇五代謂之_ニ神世。神武以來謂之_ニ皇代。共根_ニ於_レ治_レ民正_レ心而上下安矣。伏犧。神農。黃帝。謂之_ニ神皇地皇。堯舜以降謂之_ニ王道。和漢之神君聖主同_レ揆而不_レ其_ニ道矣。後世戒胡秦_ニ王法_ニ混_シ神道。以_ニ吾神日本君子國_ニ忽_シ輕_シ濁_シ惡_シ穢_シ土。以_ニ王公庶姓_ニ漫_シ蔑_シ十_ニ惡_ニ凡_ニ夫_ニ。天智。桓武雖_レ禁_レ之_ニ遂_ニ又_ニ駸_ニ々_ニ然_ニ。納_ニ獸_ニ獲_ニ陷_ニ井_ニ之中_ニ。礼典曰_レ作_ニ淫_ニ聲_ニ異_ニ服_ニ奇_ニ器_ニ以_レ疑_レ衆_ニ殺_ス。假_ニ於_ニ鬼_ニ神_ニ時_ニ日_ニ筮_ニ以_レ衆_ニ殺_ス。行_レ偽_ニ而_レ堅_ク。言_レ偽_ニ而_レ辯_シ。學_レ非_ニ而_レ博_シ。順_レ非_ニ而_レ澤_シ。以_レ疑_レ衆_ニ殺_ス。又曰_レ執_ニ左_ニ道_ニ以_レ乱_レ政_ニ殺_ス。左道何_ニ必_ニ輕_シ王_ニ法_ニ奴_ニ異_ニ術_ニ也。文宣王曰_レ索_レ隱_レ行_レ恠_レ後_ニ世_ニ有_レ述_ニ焉_ニ吾_ニ弗_レ為_レ之_ニ矣。鄒國公曰_レ諛_ニ辭。淫_ニ辭。邪_ニ辭。遁_ニ辭。害_ニ於_ニ其_ニ政_ニ。又曰_レ誣_レ民_ニ充_ニ塞_ニ仁_ニ義_ニ無_レ父_ニ無_レ君_ニ是_ニ禽_ニ獸_ニ也。寬永之比伊東氏某左近將監源某各

有下示^ニ童蒙^一之書^上。然其語難^ヲ其事簡^ニ而^ニ嫗媪^之之^ガ匡^レ入[。]昧暗^之之^レ眼^レ讀[。]今因^ニ一^ニ之^{モトメ}之^ニ需^一。膳^ニ之^ヲ於^ニ和^ニ字^一雜^ル以^ニ俚語^一。夫貴^ニ天照^之之^レ正直^一述^ニ王道^之之^レ正理^一則^ニ乱^レ臣^賊子^懼巧^ヲ簧^奪朱^忌故^古人^或或^ハ嚙^レ口^不不^レ語[。]或憤發^而而^テ誥[。]今也遇^ニ鄉^人之^レ譏^一則^ニ晦^レ狼^不不^レ争^而而^テ可^也。遇^ニ王道^之之^レ士^一則^ニ擴^充輔^レ仁^而而^テ可^也。是乃天照^皇正^直清^淨之^レ神^言。天智^帝先^レ神^務政^之之^レ王^道。欲^レ明^ニ吾^豐原[。]中國^之之^レ微^意耳^然然^モ芹^暄之^レ鎖^碎何^堪八^珍之^レ供^秋陽^之之^レ曝[。]竊^以以^ニ為^ニ升^レ高^自自^レ卑^之之^レ一^助云^レ爾[。]

元禄庚午歲秋八月書

なる序文を有する『本朝俗談正誤』であるが、ここでは国会図書館本および八木架蔵本を使用する。どちらも三卷三冊本である。

各冊内容は次の通り。

上冊卷之一

- 一 北野天神^{キタクノカミナリ}雷^{カミナリ}ニナリ給フト云フ^{アヤマリ}誤
- 二 房前大臣^{フササキノタイジン}漁婦^{イシノマ}ノ子ト云フ^{アヤマリ}誤
- 三 源ノ頼^{ミナモトノライク}光土蜘蛛^{ハウツチグモ}ニ魔^マレシト云フ誤
- 四 律儀^{リチギ}ハ唾^ア法^{ホウ}ノ唐名^{カラナ}ト云フ誤
- 五 商人^{アキ}ト屏風^{ベウフ}トハ直^スニテハタノヌト云フ誤
- 六 婦^メト姑^{シウトメ}ト中^{ナカ}ヨキハ物^{モノ}恠^ケト云フ誤
- 七 病^{ヤマイ}ニ御封^{ゴフウ}ヲ吞^{ノム}誤
- 八 病^{ヤマイ}ニ夢想^{ムサウクスリ}葉^エヲノム誤

九 末世マッセハ後生ゴシヤウニテ國クニヲ治オサムルト云誤

十 女メノ寺テ詣マイリシゲキアヤマリ

十一 何事ナニゴトモ運カシ次第ダイト云フ誤

十二 一寸スサキハ闇ヤミノ夜ヨト云フ誤

十三 學問ガクモンスル武士フシハ弱ニヤクニナルト云誤

十四 詩哥シカカ管カン絃ケンヲ文道ブンダウト云フ誤

十五 約體ヤクタイナシヲ大氣タイキモノト云フ誤

十六 賴光ライク大江山ハウラ、エヤマノ鬼神キジンヲ誅コロスト云フ誤

十七 中將チュウシャウ姫ヒメ繼母ヒメマ、ハハノ讒ザンニ逢アフト云フ誤

十八 誰タレモスク機嫌キケントリヲ善人ゼント云フ誤

中冊卷之二

十九 利口リコウ便ベン佞テイヲ才智サイチノ人トホムル誤アヤマリ

二十 女メニ源氏伊勢物語ヲ見スル誤

廿一 筭用サンヨウハ公郷クキヤウ武士フシノセ又事ト思フ誤

廿二 虛事ソラゴトヲ作リテ善巧ゼンカウ方便ハウベントスル誤

廿三 古フルキ茶碗チャワン茶壺チャツボヲ天下ノ寶トスル誤

廿四 堪忍カンニンスルヲ腰コシヌケ武士フシト云誤

廿五 奉加ホウカ勸進クハンジンヲ貪ムサボリテ功德クドクト云フ誤

- 廿六 百姓ハ虐子ハ驕ト云アヤマリ
セタゲ フコル
 廿七 金持ヲ長者ト名ルアヤマリ
カチモチ チヤウシヤ ナツク
 廿八 悪人ヲタスクルヲ慈悲トスル誤
アクニシ
 廿九 子ヲ愛シテ大分ノ家督ヲヤル誤
コ アイ ダイブシ カトク
 三十 氣ニ容ノ扈從ヲ家老ニスル誤
キ イリ コシヤウ カラウ
 卅一 專莊驕人ヲ繁昌トウラヤム誤
センシヤウラコリヒト ハンシヤウ
 卅二 學問スレバ異風ニナルト云フ誤
ガクモン イフウ
 卅三 法度ノキビシキハクツルト云誤
ハツト
 卅四 清和天皇相撲ニテ位ニツキ玉フト云誤
セイワテンノウスママ
 卅五 刀脇指ヲ美麗ニ飾ヲ武士ト譽ル誤
ヒレイ カザル ホム
 卅六 甲斐ノ信玄ヲ軍法ノ名將トスル誤
カイ シンゲン
 卅七 小野篁佛像ヲ作ラレシト云誤
ノタカムラフツザウ
 卅八 物ヲヌスミテ父母ヲヤシナフ誤
 卅九 酒ヲシイテ脾胃ヲヤブルアヤマリ
シハキ
 四十 畜モノト啞法トニ福アルト云誤
シハキ アホフ フク
 四十一 布袋ヲ福ノ神ト云誤
ホテイ フク カミ
 四十二 謡モマフモ法ノ聲ト云誤
ウタフ ムフ ノリ コエ
 四十三 詩哥ハ綺語ト云誤
シカ キゴ

下冊卷之三

- 四十四 西明寺時頼諸國ヲメグラレシト云誤
四十五 生質タル僻トテ改ヌアヤマリ
四十六 先規ヨリ定レル法トテ改ヌ誤
四十七 氣魁ナルガヨシトテ人ヲ見降ス誤
四十八 熊野ヲ徐福祠トイヒ天竺ヨリトビ來ト云誤
四十九 延喜天曆ヲ聖ノ御代ト云誤
五十 町人百姓ノ金銀ノ器ヲモツ誤
- 五十一 貧キモノヲイタメテ下直ニ買トル誤
五十二 父母死シテ後ノ追善ヲ第一トスル誤
五十三 孝忠ヨリ座禪念佛ト云フ誤
五十四 善人ハ天死シ悪人ハ長壽スト云誤
五十五 道行フ人ヲ似せ賢人ト云誤
五十六 ナリアガリタル人ハ世智辨ナルト云誤
五十七 女房侍ト云フアヤマリ
五十八 詐ヲ軍法者ト云フアヤマリ
五十九 生アルモノ、死スルヲ無常ト云誤
六十 是非ヲ正スヲ争ヲユノムト云フ誤

- 六十一 祝ヲ以テ世ニ執著フカシト云誤
- 六十二 狐ヲナブレバトリツカルト云誤
- 六十三 藝者役者ノ名ノアヤマリ
- 六十四 呪咀ヲソル、アヤマリ
- 六十五 人ニ一ツノ僻ヲユルス誤
- 六十六 和哥バカリヲ神世ノ風トヲモフ誤
- 六十七 判官千人ギリノアヤマリ
- 六十八 魚クハヌヲ精進と云フ誤
- 六十九 重々シキ人トホムル誤
- 七十 兄弟ハ他人ノハジメト云誤
- 遺篇 神明御詫宣之篇

〈以上〉

本論に直接関係するのは遺篇である故、次に「遺篇 神明御詫宣之篇」の全文を掲げておく。最少限の句読点を私に付した。「。」点は原のままである。

遺篇

神明御詫宣之篇

天照太神詫宣

正直ハ一且ノ依怙ニアラザレドモツキニ日月ノアハレミヲ蒙リ、謀計ハ眼前ノ利潤ニ似タレドモカナラズ神明ノ罰ニア

タル 見三社詫宣

龍田大明神ノ詫宣

ナベテノ貴キ。イヤシキ人。天ヲイノリ地ヲマツリモロくノ神ヲ。イノランヨリ。ナンヂカ父母ニヨクツカヘヨ。スナハチフタヲヤハ内外ノ神明ナリ

三島明神ノ詫宣ニモ家ゴトニ兩宮ヲハシマスト見エタリ

三上大明神

ツ子ニアメガ下ノ。モロ人ニ正シクナヲキ心ヲシラシメント思モノハ神明ヨロコビ玉ヒテ。サイワイ子孫ニアマル玉前大明神

モロ人ヨ。理ニサカフ事ナカレ、理トイフハ天也、地也、神也

鹿兒島大明神

マス人ガ。心ニ誠アレバ万ノ物ミナ。シタガフ益人ガ心ニマコトナケレバ万ノ物一ツモ。シタガハズ倭姫命

ソレ天ヲ貴ミ地ニツカヘ神明ヲウヤマヒ祖父ヲマツリ宗廟ヲ。タヤサズシテ天ノシハザヲナシ佛法ヲシリゾケテ神祇ヲ再拜シ奉レ。益人ヨ此事ヲ。ヲロカニ思事ナカレ愚ナルモノハヨロツタガフベシ

兵主大明神

モロ人ヨ。日ハトラニ出玉ヒ申ニ入。月ハ酉ヨリ卯ヲテラシ玉フゴトク益人ラモ。ソノナスワザヲ。ツトメテ間アル事ナカレ已上出大和論語

此ノホカ神明ノ正詫。ヲホシトイヘドモ今ノ世ニ肝要ナルヲシルス、神國ニムマレテナンゾ神明ニソムカンヤ、又神ノ

託宣トテイツハリヲ。カマヘタル事ハイヨク。ヲソレテキ、入ル、事ナカレ

天皇詔之篇

神功皇后ノ詔勅

直キ心ヲ。スクヤカニトギテツルギノ物ヲキルゴトクサハリナカレ 大和論語

仁德天皇ノ詔

ムカシ聖王ノ天下ヲ。ヲサムル。人ミナ康哉ヲ。ウタフ朕位ニノボリテ三年頌聲キカズ。炊烟ヲロソカ也、百姓マツシ

キナラン 本紀及本朝儒宗傳

此ミコトノリニテ課役ヲ。ハブキ玉ヒ民大ニトメリ、宮墜ヲツケズ。梁繪カ、ズ儉約ヲ守リテ民ヲメグミ玉ヘリ、

本朝ノ聖君也、平野大明神トイハヒ奉ル、儒道ヲ。タツトヒ玉ヘル天子ノハジメ也、應神天皇ノ御子ニテ本朝宗廟ノ

皇祖也

孝德天皇詔

葬ニ奢レル。カザリヲシ。死セルモノ、髮ヲソリ所々ノ地ニ屍ヲヅム事ヲ禁ぜヨ

元正女皇

養老元年ニ詔シテ僧行基ヲガ妖術ヲナシテ民ヲマヨハスヲ禁ジ玉フ

ヲナシク四年ノ詔

文人武士ハ國家ノ。ヲモウスル所。醫卜衆技ハ古今ノ器用。學業ヲス、メテ特ニ布帛器什ヲ大學寮ニタマウ 以上日本紀

桓武天皇

詔シテ延暦三年ニ新寺ヲ建ル事ヲ禁ジ玉フ、五年詔シテ米穀ヲ天下ノ老タルモノニ玉フ、十二年ノ詔ニイハク

古ノ王者ハ教學ヲ先トス、大學寮ノ生徒ニ越前國水田一百町余ヲ加ヘ玉フ
以上日本後記歴史略評註

仁明天皇

承和元年詔シテ金銀ノ泥薄ヲ禁ジ玉フ

高倉帝ノ詔

人君タルモノハ一藝ニナツムベカラズ、一藝ノ妙ヲエテ名アルハ耻也

後花園帝

民ハ本ニシテ公武ハ末也、今ノ世。本ヲトロヘテ末盛ナルハ。ヨカラヌ事也

龜山帝

ワガ國ノ神道。ヲトロヘシヨリ朝廷モ。ヲトロヘ貴モイヤシキモタゞ佛法ニノミ。ヲモムトテ繁昌ス、心アラン人カナ

シムベシ

後柏原帝

ワガ朝ノ忠臣孝子。草紙ナドヲハ。シルシタレド。マコトシキ文ニアツメヲカス。コレヲ。モテアソビトセハ世ハ治リナシ

正親町帝

昔ノ人ハ末世ノ人ノタメニ書ヲアラハシ、今ノ世ノ人ハ身ノタメニ書ヲカクス。ユヘニ善ノ道日々ニヲトロフ 以上大和論語

此ホカ正言ハナハダ。ヲホケレドモ要ヲトリテシルシ侍リ

皇子公卿武臣詞ノ篇

舍人親王

イマノ世。神明ノ詔ヲステ、外ノ教ヲ專ニス。コレワガ。ヲヤヲ。ウトミテ他人ノヲヤヲ愛スルゴトシ

全仁親王

周公ノ才アリトモ無學ニテ至治ナルベカラズ、古今ノ公武ヲ考ヘ見ヨ、一人モ不學ナル二十分ヨキハアルベカラズ
陽光院

モロコシニハ王政ノ書ヲ。アラハスモノヲ賞ジテ官ヲサズケ、禄ヲ。アタフ、ワガ國ニハカヘリテソシリニクム 以上大和論語
善相公

イニシヘノ明王ハ儉約ヲアガメテ奢ヲ禁ジ、學校ヲマウケテ徳義ヲヲシヘ玉フ、イマノ世僧徒諸國ニミチアツマリテ群盜
ヲナス、前年安藝守藤原ノ時善ヲ。ウチカコミ紀伊守橘ノ公廉ヲ却 掠ム、禁懲ノ制ナクバ 妨害ハナハダシカラン、
伏テノゾム件ノ僧ヲ追捕シ俗服ニカヘシテ四民ノ業ヲツトメシメ玉ヘ 見本朝文粹

清行ハ善相公ト云。ニ善氏也、延喜帝ノ時ノ忠臣ナリ、徳量才量トモニ拔群ノ人ナリ
平時村

今ノ世。ヨク人ヲ。タブラカスモノハ奇妙ヲカタル出家也、人ヲマヨハス事。野狐ヨリモ過タリ。カノバケ物ニタブラ
カサル、モノ山野ニミテリ

平時村ハ政村ノ子也
源 持廣

西國ノ兵ハ偏固ナリ、東國ノ兵ハ暴強也、上兵ハ。カナラス畿内ヨリ出 以上大和論語
上古ヨリ聖王賢臣ノ正言ヲホシト。イヘドモワヅカニニヲアゲテ大ム子ヲ。アラハスモノ也、

以上が『本朝俗談正誤』卷之三「遺篇」の全文である。確かに、加藤玄智および勝部真長氏が『俗談正誤』として引く
（以上）

ものは全てここにある。しかし、「以上大和論語」とも出典注記されているのである。換言するならば、『本朝俗談正誤』の「遺篇」は、多く『大和論語』すなわち『和論語』に依拠していることになる。故に、加藤説・勝部説の謂う

『本朝俗談正誤』↓『和論語』

は崩れ、

『和論語』↓『本朝俗談正誤』

と考えなければならぬ。ただし、加藤説の『俗談正誤』が『本朝俗談正誤』と同一ならばという条件は付くかも知れない。糅て加えて、『本朝俗談正誤』は刊記を下の如くしており、寛文九年（一六六九）に開版を見た『和論語』よりも元禄四年（一六九一）は二十年程遅れることになる。

おわりに

以上見て来たのは、加藤玄智そして勝部真長氏の『和論語』に対する謂れ無き批判の中、『本朝俗談正誤』との関係についてである。『本朝俗談正誤』と『俗談正誤』とは別書であると言われるかも知れない。それであれば引用『俗談正誤』が如何なる書物か、是非知りたいと庶幾う。

加藤玄智は「倭論語の本文批評的研究（承前）」（『明治聖徳記念学会紀要』第五卷、大正五年）の中で、第三章「倭論語に使用せられたる資料」として

第五 各種の雑書

（一）徒然草等の隨筆

（二）甲陽軍艦

『和論語』生成論

(三) 俗談正誤

とし、勝部氏も「解説」第四章『和論語』に使われた資料」に

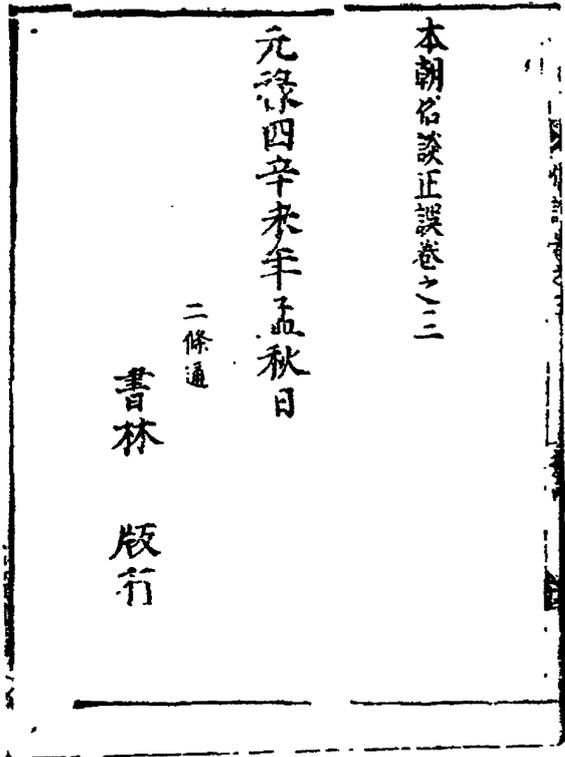
5 随筆・雑書

随筆では『徒然草』が使われている。吉田兼好は吉田家の一族であるから、この作者は余計親しみを抱いていたかもしれない。『甲陽軍艦』『俗談正誤』も大いに利用されている。

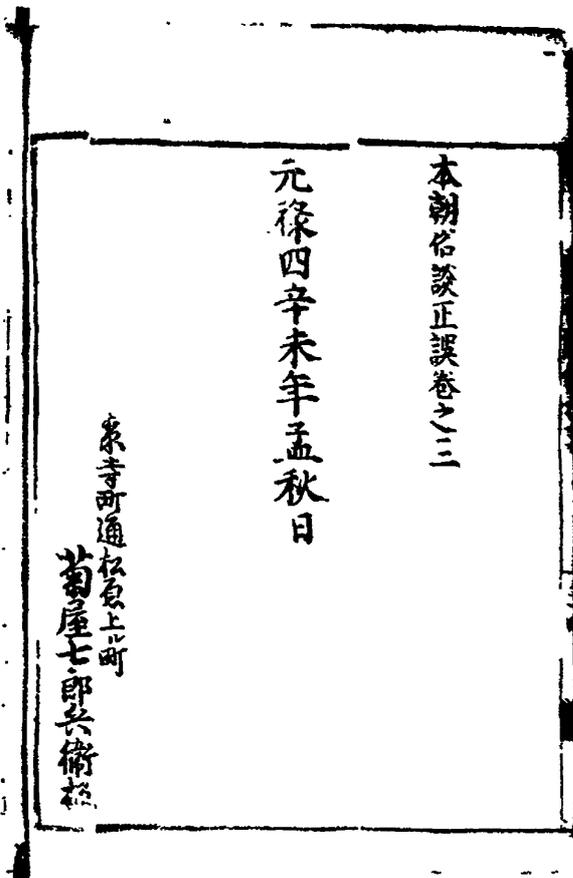
と述べられている。故に本稿で問うものである。ただし、勝部氏「解説」が全体として大層勝れたものであることは変らない。

〈図版3〉

(A) 八木本刊記



(B) 国会図書館本刊記



あまりこれ迄扱われた事がない本である故次に十三・十四の二ヶ条を翻刻しておく。ただし、可能な限り原文通りとなる様心掛けた。

十三 學問スル武士ハ弱ニナルト云誤

武將ハ寛和ナルベシ此ノ寛和ト云ニフカキ心アリ一
應ライハバ心ヒロク。ヤハラカナルヲ云サテ學問シテ
弱ニナルト云武士ハ詩ヲ作り哥ヲヨムヲ學問ト
ヲモヘリ弱ト云ハ憶病ノ事ナルベシ武士ハ目ノ大
ニ勢高ク。聲高ク肩ノイカリ。臂ヲハリタルヲ武
士ト心得タリソレハ相摸トリ馬追牛ツカヒニテ
コソアレ武士ニテハナシマツ士ト云ハ文士。武士ト
テ農工商ノワザヲセズシテ大學寮ニ入。文道。武道。17ウ
ノ學ヲシテ進士。及第シ官禄ヲ得テ庄屋代官。町
小路ノ吏令ヨリ郡主城主國主。百官有司トナリ
ソノ人々ノ徳ノ淺深。オノ廣狹ニヨリテ高官高禄
ニモ卑官。微禄ニモナリテホト々ニ家ヲタテ人ヲ
タスクルヲ。スベテ士ト云也武士ノ武ト云ハ。ツヨキ
バカリニモアラス人ヲ斬ライフニモアラズ奥州征
伐。筑紫ぜメ或ハ三韓ヘツカハサレシ大將。副將。軍
曹。判官ニ至ルマテ大學寮ヨリ出テ文武ノ官ニ

十四 詩哥管絃ヲ文道ト云フ誤

前ニ申ゴトク文藝ニテ候也文道ニハアラズ。此ノ文
武ノミチト申ハ陰陽ノ兩徳ニテ天ノ日月時ノ
春秋。人ノ剛和。形ノ男女ヨリ晝夜長短方圓ニ
イタルマテミナ文武ノ徳ニアラザル事ナクシテ其
理明ラカニシテフカク。ソノ事正シテマコト也ソノ
ウヘニワザノシナくニワカレタルヲ文藝武藝ト云。
禮樂書數ト曆醫詩哥ノ類ミナ文藝也ソノ詩
ハ葬祭ニウタヒ國ノ風俗ヲ正シ君ニ諷諫シ兒女
ヲ教ルタメナリサレドモ唐朝ヨリ雪見花ノアソビ
酒色ノ媒トナリ又哥ハ神世ノ神樂哥。君臣ノ徳
ヲ頌シ國ノ風ヲ見玉フタメ也サレドモ延喜天曆
ノ後ハ戀無常ト心得テ好色ノ媒憂世ヲスツル
シレモノ、縁トナレリ刺刀ハ髭ヲソリ髪ヲソルタ
メナルヲコレヲ以テ人ノ子クビヲ。カクゴトシ。ソノアシ
キヲ詩哥ノ至極ト心得タル文盲ノトモガラガ。イ
ヒ出シタル事トテ詩哥ハ綺語ナリトテ罪業ニ定

ノボリシ人々ノ中ニ秀タルヲエラミテソノ職トナル
 事。和漢トモニ先例ナリ然ルユヘニイニシヘハ學問ナ
 キ武士ハ一人モナシソノ學問ト云フハ。身ヲオサメ「18才
 家ヲト、ノヘ國ヲ治ル仁義忠孝ノ學問也末ノ世
 ニモ楠正成。源ノ高德。辨慶ミナ學問セシ人ナリ弱
 ニアリシヤ詩哥ヲ學問ト心得タリシ人ハ後鳥羽。
 後白河。鎌倉ノ實朝。大内ノ義隆也王道。文武ノ
 學ニアラサリシユヘ身ホロビ又武士ハ文武ノ學ナ
 ケレハ叶ハズ文武ト云フハ智仁勇ナリ又サキノ
 勝負。力ノツヨキ。鎧ノ上手。弓ノ精兵ナド云コトハ
 歩卒足輕ノ專ラトスルヨシ。騎馬以上ノモノハ文
 武ノ道ヲ學問シテ傍ニ武藝ヲタシナムヘキ也
 大學寮ヨリ出シ比ノ武士ハ君ニ忠アリ學問ナ
 キ世ノ武士ハケフマテ高氏ノ譜代ナリシモ吉
 野ヘウラガヘリ又高氏ニ降參シ義ト知仁トハ。カケ
 ハテタリソノ手ヲカヘスヤウナル表裏ノ士ハ弱ナル
 人ニモアラズ仁木。山名。桃井ナド、テ戰場ノ手柄
 ハ度々シタル大名ナリ歴々ノ氏。種姓ニテモアレ
 心ハ。カノ牛ツカヒ馬サシニモ劣レル事ハ勇トバ

タルハ耳トリテ鼻カムトヤイハン。イヤシキモノ、タト
 ヘハ杓子ヲ定木トイヘルモカヤウノ事トヲカシ晉
 唐ノ詩ドモノ中ニ花藻トテキラヘル詩モアリ後
 鳥羽ノ朝ノ哥ヲ妖艶トソシラレタル一条禪閣ノ
 詞モアリ哥ノ中ニ正道ニテ音律平和正大ノ徳
 アルハ神世ノ哥トモナリ
 八雲タツ出雲八重垣ツマゴメニヤエガキツク
 ルソノヤエガキヲ
 進雄尊ノ御哥ニテ申モヲロカナレト詩經ノ關
 雎ノ詩ト心モコトバモケヂメアルベカラズ尤タウ
 トク意味フカキニコソ
 高キ屋ニノボリテミレバケフリタツ民ノカマ
 ドハニギハヒニケリ
 仁徳天皇ノ御哥ナリ仁君ニテ堯舜ノ政ニナラヒ
 玉ヒシメデタキ御心バヘ歴史略ニ見エタリ此ノ御
 哥ヲソ舜ノ南風トモ申ベキ
 ナニハヅニサクヤコノ花冬ゴモリイマヲハル
 ベトサクヤコノハナ
 王仁ノ御ウタナリ應神天皇ノ御世二百濟ヨリ

カリ心得テ仁義ノ道ヲ學バザリシユヘ也サテ
 應仁ノ比。驕奢風流ガホノ武將ハ五山ノ僧ニ禪
 法ヲキ、連哥師ニ古今伊勢物語ノ口傳ヲキク
 フ文道ト心得テ。カノ薩摩守カ五条ノ三位ヘ
 馬ヲ引カヘシ立ヨリタルヲ比類ナキ風流ト覺ラ
 レタリ比薩摩ノ守治ル世ニ仁義ヲ施シタル器量
 モナク。ミダレニ及テ勝ヲ千里ニ決スル智謀モナシ
 六彌太ヲトツテヲサヘタルバカリヲ武勇トヤ申
 サン。カツヨキ相摸トリハ何時モ是ホドノ事ハス
 ヘキ也サレバ應仁乱ヨリ秀吉公ノ一統マデニ鬼
 神ノヤウニイハレシ武將タレカ。身亡ビ。國ホロビヌ
 人アルヤ七書ノ軍法ハ四書五經ヨリ出テ霸業
 トテ少シ傍ナル道理モアリ武士ノ沙汰治乱ノ
 心老物語。翁問答。集義和書ナト、云。ヒラ
 ガナノ書ドモアリ見習ヘシ王道ノ學問スル武
 士ヲ弱ニナルトイハゞ本朝ノ軍法ニハアラス阿闍
 陀ノ武道力韃韃ノ軍法トヤイハン

19

ワタリ玉ヒシ本朝儒師ノ始祖ニテ君ヲモ臣ヨモ
 仁義ノ大徳トシ四海泰平ノ王法ヲ教玉ヒシ元
 祖也此ノ哥ハ仁徳天皇ノ御即位ヲ頌玉ヒシ哥也
 朝クラヤ木ノマロ殿ニトノ井シテ名ノリヲシ
 ツ、ユクハタガ子ゾ
 天智天皇。土佐國ニ三年ノ喪ヲツトメヲハシマシ
 シニ宿衛ノ戒禁。正シカリシヲ民ノウタヒシナリ
 秋ノ田ノカリホノ庵ノトマヲアラミワカ衣手
 ハ露ニヌレツ、
 ヲナジ時ノ御製ナリコレラノ哥ドモハ文王之什。
 魯頌ト申ベシ
 心ダニマコトノ道ニカナヒナハイノラズトテモ
 神ヤマモラン
 世ノ中ノアサハアトナクナリニケリ心ノマ、ノ
 ヲモキノミシテ
 カヤウノ正理ニカナヒテ勸誠ノ道アル哥多シ
 其外好色哀傷ニフケル哥ハ家ノワザハヒ國ノヲ
 トロヘトナル桑間濮上ノ聲殺伐ノ調子多シ
 イモウトノヲカシカリシヲ見テ業平ガヨメルトテ

22

子ヨゲニ見ユルワカクサヲト。云フ哥ハ歌人ノ座
敷ニテハ挨拶ガホニ會釋ヤセンコレハイキナガ
ラ禽獸ニナレル哥ト云フベシ賢王ノ御世ニハユメニモ
ヨムマシキ哥也八千夜シ子バヤアク時ノアラント
云哥ヲ哥ヨミハヨシトモイヘ賤ク。キタナク。ケガ
ラハシク邪惡無慚ノ哥也

「22ウ

注

(1) 三宅守常「石門心学における『和論語』の受容―心学的徳育教化方法をめぐって―」(大倉山文化科学研究所『大倉山論集』三一輯、平成四年三月)による。

(2) タテ二二〇×ヨコ一五七耗の本書は、楮紙袋綴本。三巻を一冊にまとめた合巻。一面十一行、一行十九〜二十二字詰。カタカナ交り文。国立国会図書館本もほぼ同じものである。

(短大部教授)